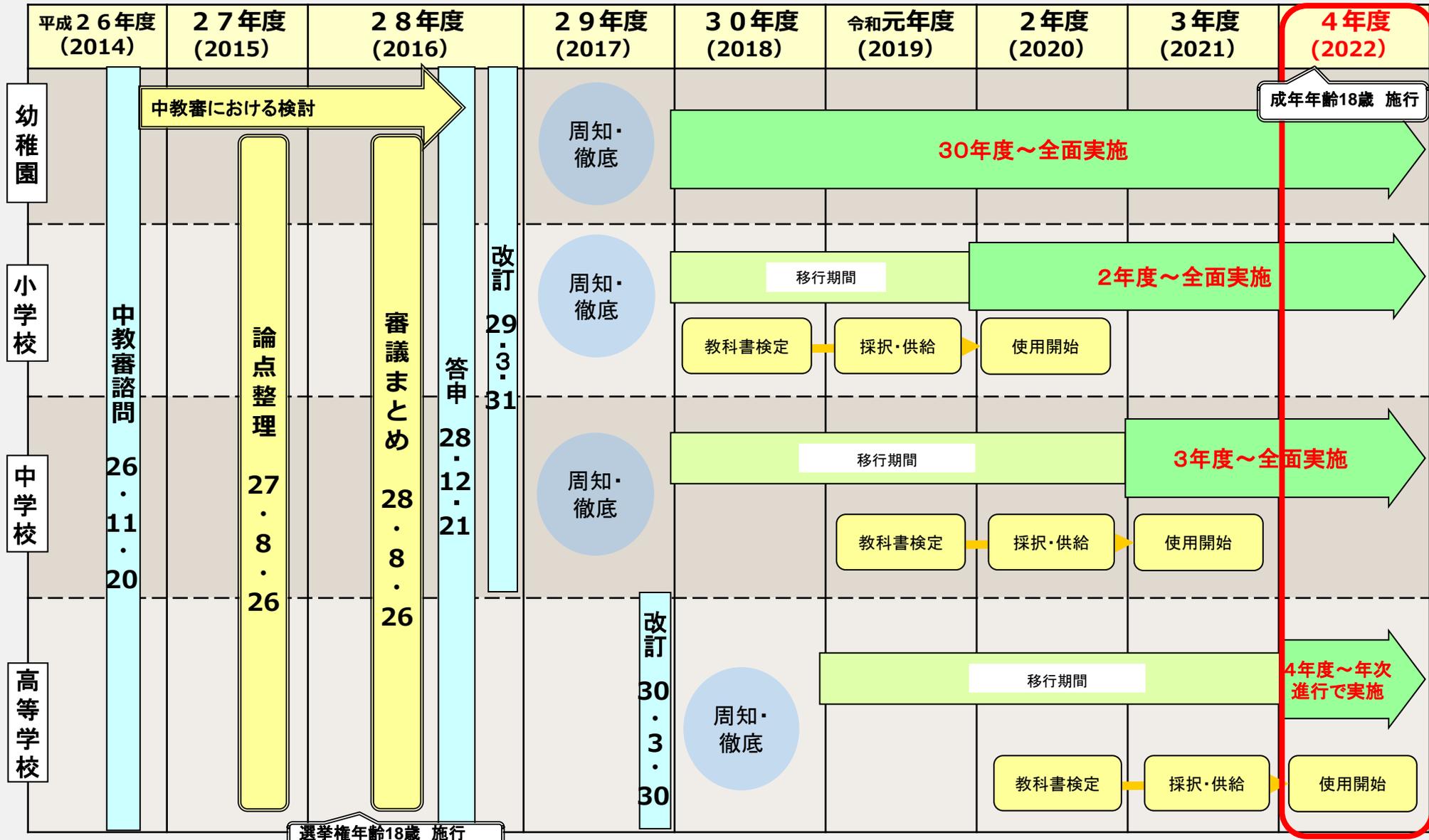


令和4年8月18日(木)
小・中・高校教員向け法教育セミナー資料

新教育課程の下での法教育の展開 ～専門家や関係諸機関との連携・協働を軸に～

玉川大学教育学部
樋口 雅夫

学習指導要領改訂に関するスケジュール



特別支援学校学習指導要領（幼稚部及び小学部・中学部）についても、平成29年4月28日に改訂告示を公示。
特別支援学校学習指導要領（高等部）についても、高等学校学習指導要領と一体的に改訂を進める。

1. 社会の変化と学校教育の進化

－ 「2030年」その先に向け、「未来の創り手」に必要な
資質・能力の育成を目指して－

Society 5.0時代の幕開け



[内閣府作成]

(注) Society 5.0とは？・・・狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会(Society 4.0)に続く、新たな社会を指すもので、第5期科学技術基本計画において日本が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。

(内閣府Webページより引用)

教職課程の授業での 「問い」と学生の回答

- 【問1】人工知能(AI)の進化によって、人間の職業が取って代わられると考えられる事例を挙げてください。(例: コンビニの自動レジ)
- 【問2】どれだけICTが発達し遠隔授業が一般化したとしても、学校という物理的空間に集まらなければできない教育活動には何があるか。教科学習に限りません。考えられる事例を一つ挙げてください。(例: 特別活動としての教室掃除)

【問1の 回答25】

- ①飲食店などの受付(ロボットによる案内)、②有料道路の料金収受員(ETCの導入)、③スーパー店員(自動レジの導入)、④ホテルなどの受付業務、⑤資料などの整理、⑥警備員(監視システムの発達などによって必要性が薄れてきている)、⑦案内所(音声や視覚などによって人間でなくても確実に伝えることができる)、⑧配達員(ドローンなどで配達できる)、⑨スポーツの審判、⑩電話オペレータ、⑪工場での部品等の生産ライン、⑫商業施設などの清掃員、⑬飲食店の注文、⑭ネットテストの採点と解説、⑮観光名所の説明、⑯自動車製造ロボット、⑰駅の自動改札機、⑱バスやタクシーの自動運転、⑲医療における手術ロボットの導入、⑳コンビニなどの小売店での在庫管理の仕事、㉑企業でのデータ管理、㉒郵便での年賀状などの配達先の振り分け・分別、㉓梱包作業(CDや食料品等)、㉔携帯ショップの入店時のアテンド、㉕物の販売(自動販売機等) など

(順不同・重複あり)

【問2の 回答10】

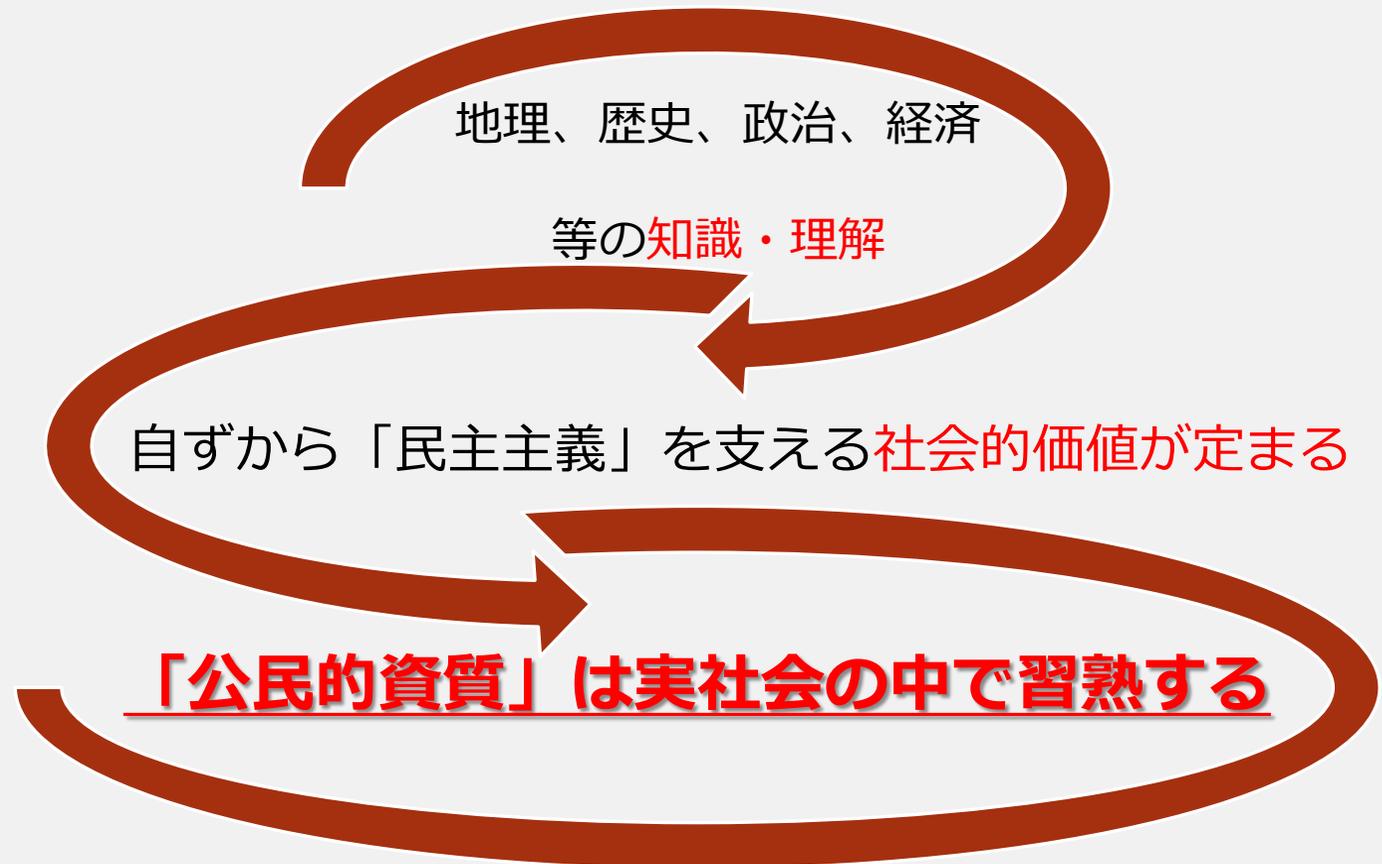
- ①特別活動(学校行事)の体育祭・文化祭、
②自分以外の考えを持った人間と関わるこ
とで私生活における協調性や社会性を学
ぶことができる、③理科室での科学実験、
④合唱コンクールなどの行事の計画立て
や実行(生徒自身が話し合って作り上げる
もの)、⑤避難訓練、⑥家庭科での調理実
習など実際に活動してから事前・事後での
振り返りをする学習、⑦給食などの時間
による食育(学校現場での給食などの様々
な体験活動はICTではできないことである)・
給食の配膳、⑧部活動等の集団で学ぶこと、
⑨グループワーク(人と顔を合わせて自
分の意見を言ったり他人の意見を聞いたり
することは大切だと思う)、⑩大人数で行
動したり生活する修学旅行や体験学習 など

(順不同・重複あり)

「社会に開かれた教育課程」が求められる背景-法教育を事例に-

▶ 【戦後50年間(1945-1995)】

社会の「絶えざる成長」、学習者の「絶えざる発達」を前提とした学校教育



「社会に開かれた教育課程」が求められる背景-法教育を事例に-

- ➡ 社会の「絶えざる成長」に対する疑念（地球環境問題等の表出）
- ➡ 「価値意識やそれに基づく行為は継続的・計画的に学習されなければ発達しない」という理解に置き換わる



- ➡ 「司法制度改革審議会意見書」（2001.6.12）
 - ・学校教育等における司法に関する学習機会を充実させることが望まれる。このため、教育関係者や法曹関係者が積極的役割を果たすことが求められる。

★同じ文脈で、「現代社会」の「幸福、正義、公正」が捉えられる (2009.3.9学習指導要領改訂)

学習内容及び学習方法の系統性 - 法教育を事例に -

法務省「教材作成部会」における社会科の教材開発の枠組み

ルール(法)が生まれる必然性

①ルールづくり

②私法的原則(消費者保護)

個人と個人の間
を法でとらえる

③憲法

個人と国家の間
を法でとらえる

④司法

法による紛争処理

(大杉昭英「法教育の今後の展開」日本社会科教育学会編『社会科教育研究』No. 93, 2004年より)

★ 18歳選挙権、18歳成人といった法制度の変化、グローバル化、情報化といった社会の変化を捉えてみると・・・ → 変化する社会の中で、よりよく生きるにはどうすれば良いか

法教育で育みたい 児童生徒の姿

- 法教育とは・・・法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育
→学校教育においては、学習指導要領に基づく社会科等の教育内容の系統性にも留意
- ①社会の中でお互いを尊重しながら生きていく上で、法やルールが不可欠なものであることへの理解を深める、②他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ったりする力を養うことを通じて、③自由で公正な社会への志向性をもった児童生徒

高等学校公民科公共の「目標」

人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1)現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解するとともに、諸資料から、倫理的主体などとして活動するために必要となる情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2)現実社会の諸課題の解決に向けて、選択・判断の手掛かりとなる考え方や公共的な空間における基本的原理を活用して、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。
- (3)よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚や、公共的な空間に生き国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

2. 学校教育における 主体的・対話的で深い学び

- 「18歳」を見据え、
多様な主体との連携・協働を軸として-

主体的・対話的で深い学びの実現 （「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）

「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を行うことで、学校教育における質の高い学びを実現し、学習内容を深く理解し、**資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けるようにすること**

【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら、**見通しを持って粘り強く取り組み、自己の学習活動を振り返って次につなげる「主体的な学び」**が実現できているか。

【例】

- 学ぶことに興味や関心を持ち、毎時間、見通しを持って粘り強く取り組むとともに、自らの学習をまとめ振り返り、次の学習につなげる
- 「キャリア・パスポート（仮称）」などを活用し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりする



学びを人生や社会に
生かそうとする
**学びに向かう力・
人間性等の涵養**

生きて働く
**知識・技能の
習得**

未知の状況にも
対応できる
**思考力・判断力・表現力
等の育成**

主体的な学び
対話的な学び

深い学び



【対話的な学び】

子供同士の協働、教職員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自己の考えを広げ深める**「対話的な学び」**が実現できているか。

【例】

- 実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりすることで自らの考えを広げる
- あらかじめ個人で考えたことを、**意見交換したり、議論したりすることで新たな考え方に気が付いたり、自分の考えをより妥当なものとしたりする**
- 子供同士の対話に加え、子供と教員、子供と地域の人、本を通して本の作者などとの対話を図る



【深い学び】

習得・活用・探究という学びの過程の中で、各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を働かせながら、知識を相互に関連付けて**より深く理解**したり、情報を精査して**考えを形成**したり、問題を見いだして**解決策を考え**たり、思いや考えを基に**創造**したりすることに向かう**「深い学び」**が実現できているか。

【例】

- 事象の中から自ら問いを見だし、課題の追究、課題の解決を行う探究の過程に取り組む
- 精査した情報を基に自分の考えを形成したり、目的や場面、状況等に応じて伝え合ったり、考えを伝え合うことを通して集団としての考えを形成したりしていく
- 感性を働かせて、思いや考えを基に、豊かに意味や価値を創造していく

公民科の新しい必修修科目「公共」について

「グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者」を育成するために

A 公共の扉

社会に参画する自立した主体とは、地域社会などの様々な集団の一員として生きるとともに、他者との協働により当事者として国家・社会などの「公共的な空間」を作る存在であるということ学ぶとともに、そこで自分自身が様々な選択・判断をする際に手掛かりとなる概念や理論、公共的な空間における基本的原理を理解するようにし、大項目B、Cの学習の基盤を養う



B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

大項目Aの学習内容を活用して、現実社会の諸課題に関して設定する**主題**を多面的・多角的に考察・構想。その際、生徒の学習意欲を高めるよう、**主題ごとに具体的な「問い」を立て、生徒の日常の社会生活と関連付けながら具体的な事柄を取り上げて指導**する

〔「法」「政治」「経済」などに関わる主題〕

- 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義、**
- 政治参加と公正な世論の形成・地方自治、国家主権・領土(領海、領空を含む)、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割、
- 職業選択、雇用と労働問題、財政及び租税の役割・少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、金融の働き、経済のグローバル化と相互依存関係の深まり(国際社会における貧困や格差の問題を含む)

〔メディア・リテラシーの育成〕

主題学習に関連させて、**自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能、情報の妥当性や信頼性を踏まえた公正な判断力**(情報モラル含む)を身に付けるよう指導

大項目Bの学習では、世代間の協力、協働や自助、共助及び公助などによる社会的基盤の強化などと関連付けて学ぶとともに、**防災情報の受信、発信など現実の具体的な社会的事象等を扱ったり、模擬的な活動を行ったりする。**



C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち(「公共」全体のまとめ)

持続可能な社会づくりに向けた役割を担う主体となることに向けて、**地域の創造、よりよい国家・社会の構築及び平和で安定した国際社会の形成という観点から課題を見出し、その解決に向けて事実を基に協働して考察、構想し、妥当性や効果、実現可能性などを指標にして、論拠を基に自分の考えを説明、論述する**という学習活動を行う。

「公共」の授業で行うことが考えられる学習活動の例

思考実験、討論、ディベート、模擬選挙、模擬裁判、インターンシップの事前・事後の学習など

関係する専門家・機関の例

選挙管理委員会、**消費生活センター**、**弁護士**、NPO など

新学習指導要領における「多様な契約及び消費者の権利と責任」に関する記載

<記載の例>

⋯⋯ : 解説

高等学校 公民「公共」

【2 内容 B 「多様な契約及び消費者の権利と責任」】

多様な契約については、契約が当事者の自由な意思の合致により成立する法的拘束力のある約束であること、誰とどのような内容の契約を行うかは、当事者の意思に基づくことを理解した上で、契約によって、売買、土地・建物や金銭の貸し借り、雇用などの多様な活動が行われること、このような多様な契約により様々な責任が生じることについて理解できるようにする。

その際、詐欺、強迫や判断能力が不十分であるために、不完全な意思表示に基づいて契約が行われる場合は契約が無効になったり、これを取り消したりすることができることを理解し、例えば、未成年者が契約する場合は、親権者等の法定代理人の同意が必要であり、未成年者が法定代理人の同意なく締結した契約は、本人または法定代理人が取り消すことができること、成人であると信じさせるために詐術を用いた契約などは取り消すことができないことについて理解できるようにする。

消費者の権利と責任については、消費者基本法や消費者契約法などを踏まえ、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援の観点から考察できるようにすることに向けて、消費者に関する問題を取り上げ、消費者と事業者との間で締結される契約である消費者契約を扱い、消費者が、情報の非対称性や自らの経済状況などのために、熟慮に基づく自由な意思により契約することができない場合があること、そのために、消費者を守るための法的規制や行政による施策が行われていることを理解できるようにする。その上で、消費者が保護される存在としてだけでなく、自らの権利や利益を守り増進することができる自立した主体になることとともに、様々な人々の多様な生活の在り方を尊重しつつ、消費者としての自らの選択が現在及び将来の世代にわたって社会・経済の在り方や地球環境に影響を及ぼし得るものであることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参画することが期待されていることを理解できるようにする。

多様な契約及び消費者の権利と責任...に関わる具体的な主題については、どのような場合に、契約が当事者の自由な合意とはいえないか、なぜ契約自由の原則には例外が存在するのか、どのような点に気を付けて消費活動を行えばよいのか、といった、具体的な問いを設け主題を追究したり解決したりするための題材となるものである。

その際、例えば、売買、サービスの提供、土地・建物や金銭の貸し借り、雇用などを巡って、日常生活において生じる紛争を取り上げ、契約に際して、自由な意思決定が阻害されていないか、合理的に判断するために必要な情報が十分に得られているか、当事者間の社会的、経済的な力関係が意思決定に不当な影響を及ぼしていないか、どのようなリスクを考慮すべきか、契約の内容などに問題がある場合には、どのような解決を図ることが適切か、といった観点から、多面的・多角的に考察、構想し、表現できるようにすることが考えられる。

また、この主題の下で行う学習の際、「私法に関する基本的な考え方についても扱うこと」(内容の取扱い)が必要である。これについては、私法に関する基本的な考え方を踏まえて、契約の意義や基本原則を理解した上で、契約には様々なものがあること及びその一つである消費者契約と関連付けて、消費者の権利と責任について理解できるようにすることが大切であることを意味している。

◆【法教育等と日常生活での実践の繋がりイメージ】

題材：多様な契約及び消費者の権利と責任

★「公共」などの授業で…

Q.わたしたちの身の周りで、契約という言葉聞いたことがありますか？

→日常生活を振り返って、様々な契約事例を想起させる〈個人学習〉。

Q.契約はどのようにして結ばれるでしょうか？

Q.一度結んだ契約は解消できないのでしょうか？

→【協働】事例を基に、グループワーク→発表→まとめ（契約自由の原則の理解）

Q.契約がいったん成立した後、解消できる特別の場合について考えてみましょう。

→事例を基に、未成年者取消権による取り消し、無効などのケースを知る

〈【協働】専門家からの講義、法教育教材の活用など〉

★「家庭基礎」などの授業で…

Q.生活するのに必要な費用を考えてみましょう。

Q.お金を支払うとき、どのような方法があるでしょうか？

→日常生活を振り返って、現金払いだけではないことを想起させる〈個人学習〉

Q.お金の役割を考えてみましょう。

→【協働】グループで話し合い、「預ける」「備える」「運用する（投資）」という役割に気付く

社会科における「社会的な見方・考え方」のイメージ

社会的な見方・考え方

現代社会の見方・考え方(公民的分野)

社会的事象を
政治, 法, 経済などに関わる多様な視点(概念や理論など)に着目して捉え
よりよい社会の構築に向けて, 課題解決のための選択・判断に資する
概念や理論などと関連付けて

社会的事象の地理的な見方・考え方 (地理的分野)

社会的事象を
位置や空間的な広がりに着目して捉え
地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という
枠組みの中で, 人間の営みと関連付けて

社会的事象の歴史的な見方・考え方 (歴史的分野)

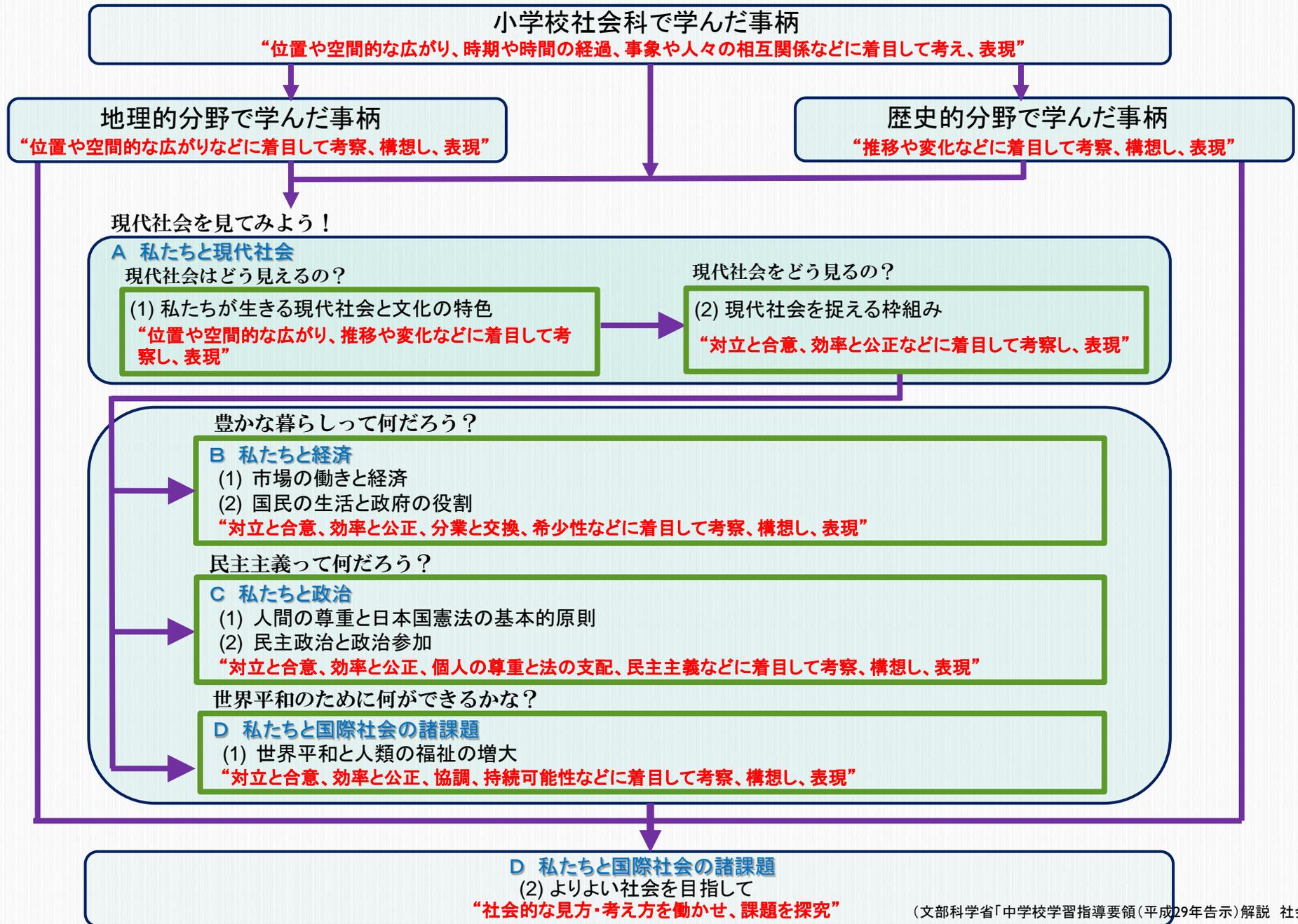
社会的事象を
時期, 推移などに着目して捉え
類似や差異などを明確にしたり
事象同士を因果関係などで関連付けたりして

社会的事象の見方・考え方(小学校)

社会的事象を
位置や空間的な広がり, 時期や時間の経過, 事象や人々の相互
関係に着目して捉え

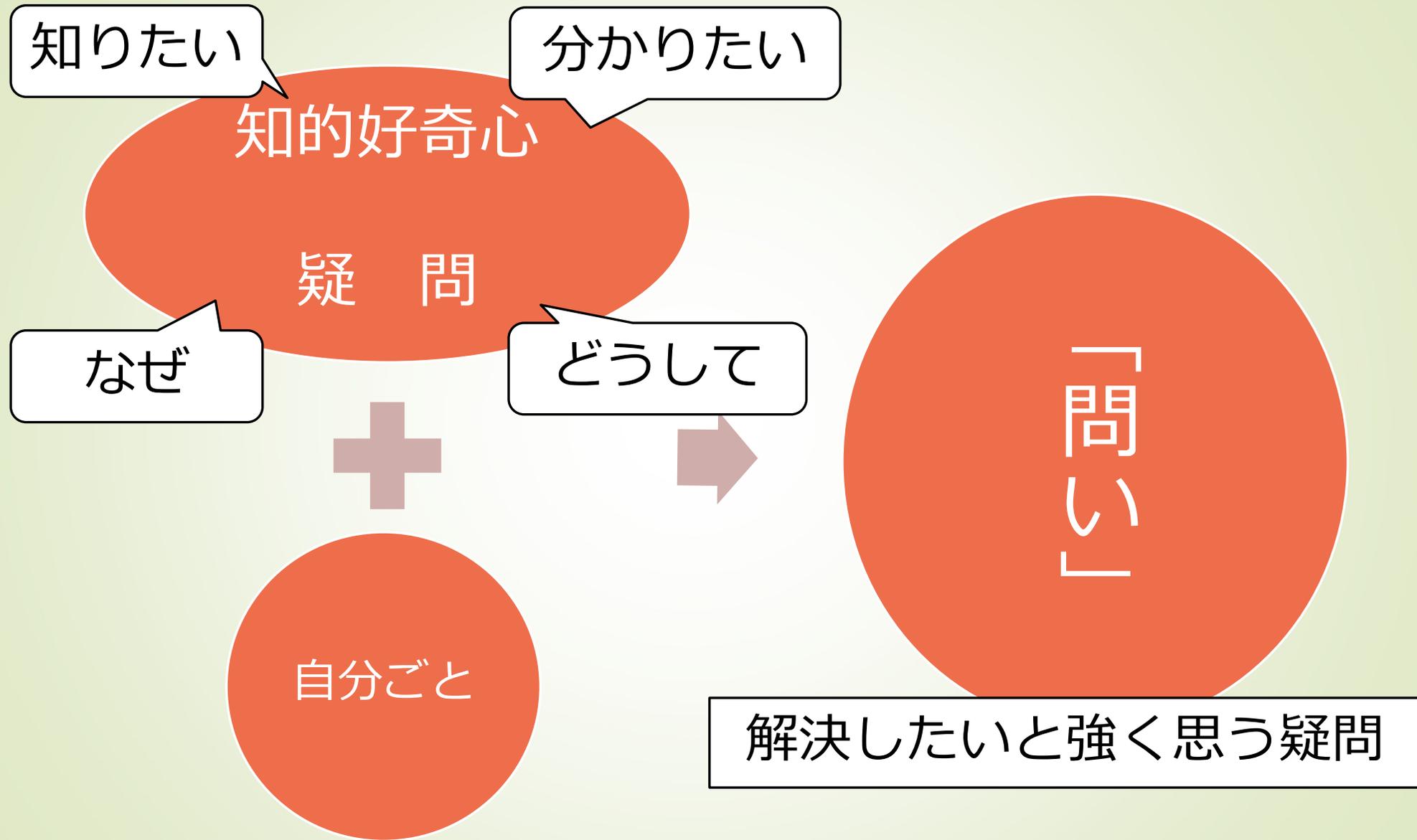
比較・分類したり総合したり
地域の人々や国民の生活と関連付けたりして

中学校社会科公民的分野の学習の流れ



3. 専門家や関係諸機関との 効果的な連携・協働のために －思考を促す「問い」の工夫を－

教師と専門家等との連携・協働のポイント①【児童生徒自らが「問い」を生み出す】



法的価値の「押しつけ」にならないよう、授業展開の工夫を

思考を促す「問い」(例)

- | | |
|---------|------------|
| ○何が～ | (事実を探る) |
| ○どのように | (特色を探る) |
| ○どこが～ | (比較する) |
| ○何のために～ | (目的を探る) |
| ○なぜ～ | (意味や意義を探る) |
| | (原因を探る) |
| ○これから～ | (予測する) |
| ○どうすれば～ | (対策を探る) |
| ○どれが～ | (見極める) |

教師と専門家等が連携した、法教育実践の充実に向けて

○効果的・実践的な教材の提供

←→ 年間計画に位置付けた、無理のない活用

○総合的な学習の時間、特別活動等の活用

←→ 教科学習での法教育の充実

○学校関係者とのネットワークの構築

- ・教育委員会～指導主事、教育センター（研修部門など）
- ・校長会
- ・教科等の研究団体（社会科研究会、家庭科研究会など）（市町村レベル、都道府県レベル、全国レベル）

○学校に向けた積極的な情報発信 など